

別表 (第29条関係)

有機溶剤等		項目
(一)	1 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ) 2 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート) 3 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ) 4 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ) 5 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5パーセントを超えて含有する物	血色素量及び赤血球数の検査
(二)	1 オルト-ジクロロベンゼン 2 クレゾール 3 クロロベンゼン 4 クロロホルム 5 四塩化炭素 6 1,4-ジオキサン 7 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) 8 1,2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン) 9 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) 10 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT), 血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマ-グルタミルトランスベプチダーゼ ( $\gamma$ -GTP) の検査 (以下「肝機能検査」という。)
(三)	1 キシレン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
(四)	1 <i>N,N</i> -ジメチルホルムアミド 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物	1 肝機能検査 2 尿中の <i>N</i> -メチルホルムアミドの量の検査

有機溶剤等		項目
(五)	1 スチレン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物	尿中のマンデル酸の量の検査
(六)	1 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン) 2 トリクロロエチレン 3 前二号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5パーセントを超えて含有する物	1 肝機能検査 2 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査
(七)	1 1,1,1-トリクロロエタン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物	尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査
(八)	1 トルエン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物	尿中の馬尿酸の量の検査
(九)	1 二硫化炭素 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物	眼底検査
(十)	1 ノルマルヘキサン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物	尿中の2,5-ヘキサジオンの量の検査

別表 2

有機溶剤 コード	有機溶剤の名称	検査内容 コード	検査内容	単位	分 布			
					1	2		3
11	キシレン	1	尿中のメチル馬尿酸	g/ℓ	0.5 以下	0.5 超	1.5 以下	1.5 超
30	N・N-ジメチルホルムアミド	1	尿中のN-メチルホルムアミド	mg/ℓ	10 以下	10 超	40 以下	40 超
31	スチレン	1	尿中のマンデル酸	g/ℓ	0.3 以下	0.3 超	1 以下	1 超
33	テトラクロロエチレン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/ℓ	3 以下	3 超	10 以下	10 超
		2	尿中の総三塩化物	mg/ℓ	3 以下	3 超	10 以下	10 超
35	1・1・1-トリクロロエタン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/ℓ	3 以下	3 超	10 以下	10 超
		2	尿中の総三塩化物	mg/ℓ	10 以下	10 超	40 以下	40 超
36	トリクロロエチレン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/ℓ	30 以下	30 超	100 以下	100 超
		2	尿中の総三塩化物	mg/ℓ	100 以下	100 超	300 以下	300 超
37	トルエン	1	尿中の馬尿酸	g/ℓ	1 以下	1 超	2.5 以下	2.5 超
39	ノルマルヘキサン	1	尿中の2・5-ヘキサンジオン	mg/ℓ	2 以下	2 超	5 以下	5 超